

平成 28 年 3 月 11 日
電力取引監視等委員会

小売電気事業を営もうとする者等の登録に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた小売電気事業を営もうとする者等の登録のうち、17 件の申請について審査を行い、「電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当する事実は認められない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

小売電気事業を営もうとする者及び小売供給^(※1)の登録の申請については、平成 28 年 4 月の電力小売全面自由化に先立ち、平成 27 年 8 月 3 日から、経済産業省において事前登録の申請受付^(※2)を開始しているところです。

(※1) 自営線を介して特定規模電気事業を営んでいる者であって、平成 28 年 4 月 1 日以降も当該自営線を介して小売供給を行おうとする者の小売供給。

(※2) 申請数については、平成 28 年 3 月 10 日時点で 324 件(内訳については、小売電気事業が 313 件、小売供給が 11 件。)

小売電気事業を営もうとする者等の登録に際しては、経済産業大臣は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号)第 1 条の規定による改正後の電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 66 条の 10 第 1 項の規定の例により、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、本日、添付資料③に記載の小売電気事業を営もうとする者及び小売供給を行おうとする者の申請について、当委員会において審査を行ったところ、「電気事業法第 2 条の 2 及び第 27 条の 15 の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」(平成 27 年 8 月 3 日付け 20150728 資第 1 号。以下「審査基準」という。)1. (2) 及び審査基準 2. において準用する審査基準 1. (2)に規定された「電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当する事実は認められませんでしたので、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

- ①小売電気事業を営もうとする者の登録について(回答)
- ②小売供給の登録について(回答)
- ③小売電気事業を営もうとする者及び小売供給を行おうとする者一覧

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力取引監視等委員会事務局
取引監視課長 新川
担当者: 島田、小野、笹本、吉田
電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)
03-3501-1552(直通)